

信州伝統野菜認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 長野県には、地域の気候風土に生まれ、歴史的な食文化が形成される中で種の保存、改良がなされてきたいわゆる「伝統野菜」が各地で栽培されている。

これら伝統野菜のうち、基準を満たすものを「信州の伝統野菜」としてリスト掲載及び伝承地栽培認定し、風土や歴史を大切にした生産を推進すると共に、地域の人たちに育まれてきた味覚や文化をより多くの人に提供・発信することで、伝統野菜の継承発展と地域振興を図る。

(定義)

第2条 長野県内で栽培されている野菜のうち、別に定める基準に適合したものを県が「信州の伝統野菜」としてリスト掲載する。

2 第2条第1項でリスト掲載した「信州の伝統野菜」のうち、別に定める基準に適合したものを県が「伝承地栽培認定野菜」とする。

(信州伝統野菜認定委員会の開催)

第3条 信州伝統野菜認定事業の運営のために、信州伝統野菜認定委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

なお、委員会は地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

(委員会の役員)

第4条 委員会に座長を置く。

(委員会の構成)

第5条 委員会は委員10名以内で構成する。

2 委員は、伝統野菜の生産、流通、消費について専門的な知識を有する者をもって構成する。

3 委員会は、令和3年3月31日まで開催する。

(委員会の会議事項)

第6条 委員会は「信州の伝統野菜」の認定等に係る基本的事項について意見交換する。

2 委員会の委員は、必要に応じて「信州の伝統野菜」の保存に係る技術的事項について意見を述べる。

3 委員会の委員は、必要に応じて「信州の伝統野菜」の活用方策について意見を述べる。

(認定基準等の制定)

第7条 「信州の伝統野菜」のリスト掲載及び伝承地栽培認定の基準、審査の基準、審査の方法、伝承地栽培認定野菜の表示の基準等については、県が定める。

(認定基準等の公表)

第8条 長野県は、「信州の伝統野菜」のリスト掲載及び伝承地栽培認定の基準を定めたとき、または、これを改正したときは公表するものとする。

(認定手続き)

第9条 「信州の伝統野菜」の伝承地栽培認定を受けようとする者は、別に定める様式に必要事項を記載した申請書を地域振興局を経由し、県に提出しなければならない。

(審査)

第10条 認定のための審査は、前条の申請書類に基づく書類審査とする。また、必要に応じて委員会が現地確認を実施する。

(審査機関)

第11条 審査にあたり、県は委員会から意見聴取を行う。

(認定)

第12条 長野県は、委員会の意見に基づき、「信州の伝統野菜」の伝承地栽培認定を行う。

(認定の公表)

第13条 長野県は伝承地栽培認定した伝統野菜を公表する。

(表示)

第14条 伝承地栽培認定野菜には、「伝承地栽培認定証票」を表示することができる。

2 前項の記載場所は、原則として消費者にとって最も見やすい場所とし、その他表示方法の詳細は別に定める。

(表示に関する指示等)

第15条 生産者は信州伝統野菜の表示を正確に行い、消費者に誤解を与えるような表示をしてはならない。

2 委員会が信州伝統野菜の表示が不相当であると認めるときは、長野県は修正を指示することができる。

(排他的利用)

第16条 前条の表示は伝承地栽培認定野菜以外の農産物等（以下「偽装野菜等」という。）に使用してはならない。

2 長野県は偽装野菜等の生産者に対して、表示の修正を求めるものとする。

(伝承地栽培認定野菜の生産者の責務)

第17条 伝承地栽培認定野菜の生産者は、本要綱の規定に従うものとする。

(県の責務)

第18条 長野県は、この事業を広く周知し、「信州の伝統野菜」の継承発展や地域の活性化につながるよう努めるものとする。

(報告徴収)

第19条 長野県はこの要綱に基づき必要な範囲において、伝承地栽培認定野菜の生産者、販売者等関係者に対して、報告書及び関係帳票類の提出を求めることができる。

(認定の取り消し及び回収)

第20条 長野県は前条の調査結果等に基づき、認定の取り消しを行うことができる。

付則

この要綱は、平成18年9月27日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

この要綱は、平成29年3月31日から施行する。

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

この要綱は、平成31年3月31日から施行する。

この要綱は、令和元年5月13日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。